

## オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会（第14回）

令和8年4月24日

【北島利用環境課課長補佐】 事務局でございます。本日も皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会第14回会合を開催させていただきます。

本日の会合はオンライン開催であり、公開されております。構成員の皆様は、御発言を希望される場合は、チャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。そのほか何かございましたら、チャット機能等で随時事務局に御連絡いただければと思います。

本日の資料は、14-1を用意しております。

議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

【曾我部座長】 本日もお忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日の議事は、取りまとめ報告案についての意見交換ということになっております。まず、事務局から御説明いただきまして、意見交換を行いたいと思っております。

では、事務局からよろしくお願いたします。

【大内利用環境課長】 ありがとうございます。まず、お手元の資料14-1、報告書(案)に基づきまして、御説明をしたいと思っております。

まず、2ページで「はじめに」ということで、これは検討の背景、経緯、目的について記載したものでございますので、省略をさせていただきます。

3ページにお進みいただきまして、まず、昨年9月に取りまとめ、公表いたしました中間論点整理の概要でございます。1段落目でございますとおり、オンラインカジノは深刻な弊害をもたらしており、喫緊の対策が求められていると。ギャンブル規制の中でどのように位置づけ、実効的な対策を実現するかという観点から包括的に取り組む必要があるとした上で、2段落目でございますけれども、アクセス抑止策の一手段であるブロッキングについては、通信の秘密や知る自由・表現の自由に抵触し得る対策であり、4つの検討項目を提示しております。

3段落目でございますけれども、①ほかの権利制限的ではない手段が十分に尽くされて

いることなどの必要性・有効性に関する検証、②ブロッキングにより得られる利益、失われる利益が均衡していることが認められる場合という許容性に関する検証、③実施に当たって法的担保が必要であるという、実施根拠に関する部分、④通信の秘密との関係で問題にならないようにするために、どのような枠組みが適当であるかという点について、具体的に検討していくべきであるという妥当性に関する検証項目でございます。

以降、本報告書（案）におきましては、これら4つの項目について章立てをいたしまして、主な構成員、ヒアリングでいただいた御意見を御紹介した上で、それを踏まえた検討、考え方を整理させていただいております。

4ページ目にお進みいただければと思いますけれども、必要性・有効性のうち、2.1 必要性でございます。ブロッキング以外の対策は尽くされたかという論点でございますけれども、構成員の主な御意見、中間論点整理以降のものについて、御説明をいたしたいと思っております。

まず、取締りについて幾つか御意見をいただいております。森構成員から、警察によるアプローチはどうしても必要であると。また、黒坂構成員から、関係省庁による連携を強化することが必要である。長瀬構成員から、国際的な捜査には時間がかかり、ブロッキングを対策として排除することも難しいとの御意見。

また、次のページ、田中構成員から、今までできていないものを今後できるかという、警察庁から難しい旨の説明があり、現実問題として難しいのではないかという御意見をいただいております。

5ページ目、橋爪座長代理のほうから、海外で合法に行われているオンラインカジノについて、網羅的な捜査を尽くして検挙することは容易ではないため、ブロッキングの可能性について、対策として排除することなく議論することが適当との御意見をいただいております。

また、その次から、違法性の認識について幾つか御意見をいただいております。森構成員から、違法性の周知啓発を強化すべきであるとの御意見、長瀬構成員からも同様の御意見をいただいております。

また、鎮目構成員からは、今後どうなるか慎重に見極めながら、ブロッキングを対策として排除することなく検討することが必要との御意見もございます。

このページの最後の部分から、主にCDNなどの御意見を多数いただいております、前村構成員から、CDN対策について改めて検討を進めるべきであるとの御意見、森構成員からも、

CDN事業者との向き合いの整理が重要であるとの御意見をいただいております。

長瀬構成員から、フィルタリングについて、フィルタリングだけでなく、ブロッキングも検討すべきとの御意見、また、曾我部座長から、フィルタリングについてこれ以上の努力を求めることは難しいとの御意見がありました。

橋爪座長代理から、CDN事業者について調査をすべきとの御意見、また、前村構成員から、エンフォースの必要性についての御意見をいただいております。

その他、森構成員から、検索サイトについて論点として検討すべきとの御意見、また、長瀬構成員から、基本法改正の後の様々な対策の取組がされていることから、効果検証が必要であるとの御意見をいただいております。

また、このページ、2.1.3以降、関係省庁・事業者の報告ということで御紹介をしております。警察庁から、周知啓発、取締りについての取組の紹介、その次、総務省、警察庁から、情報削除等の取組について、御紹介しております。

また、事務局からも様々な対策について御紹介をしております。9ページ目、外国政府への要請ということで、外務省の要請について御紹介しております。

また、金融庁、経済産業省から、支払抑止に向けた取組の御紹介、また、10ページにかけて、スポーツ庁から、スポーツ健全化に向けた様々な取組、働きかけについての取組を御紹介しております。

このページ、2.1.4 効果検証といたしまして、これら各省を含めた取組の効果について、本検討会におきまして、暫定的な形で効果測定を行ったものでございます。基本的には、誘導情報について大きな削除が見られたという点と、検索のヒット数ですとか、スマートフォンアプリについて、大幅に減少が見られた一方で、アンケート調査を通じまして、オンラインカジノサイトへのアクセス経験については大きな変化が見られなかったという点、また、違法性の認識についても、違法であるとの認識、回答が6割程度であったという形での結果を御紹介してございます。

以上を踏まえた検討でございます。こちらの1段落目の最後のほうでございますが、本検討会で特に指摘が多かったものとしてということで、取締り、情報削除、ジオブロッキング、支払抑止があり、これらについて検討するとさせていただいております。

以下、対策の現状、また、今後の課題、ブロッキングの必要性を判断する上での関係性について、それぞれ記載をしております。

12ページ目の最後でございます。以上によればということで、これまでの官民による包

括的な対策により、誘導投稿等が大幅に減少するなど、一定の効果が認められるが、違法性の認識等については一層の向上が求められる。今後、ブロッキングの必要性を判断するためにも、基本法改正に基づく取組を含め包括的な対策を進めるとともに、基本法改正の施行から一定の期間を経た適切な時期において、その効果を十分に検証する必要があるとしております。

13ページ目にお進みください。包括的な対策は関係省庁が連携して実施していることから、その効果を十分に検証するためには、関係省庁が連携し、政府全体で実施すべきであるとさせていただきます。

2.2 有効性についての論点でございます。構成員の主な御意見についてということで、こちらは全般的にインターネット利用環境を踏まえたブロッキングの有効性、回避策との関係性についての御意見を紹介しております。

長瀬構成員のほうから、APNICの検討、調査結果について、カジュアルユーザ対策という意味では、ある程度の有効性が認められるとの御意見をいただいております。

森構成員から、このAPNICの資料の数値と、実際にDNSブロッキングが現在行われている児童ポルノサイトへのアクセスに係るパブリックDNSの利用率を比較する必要があるのではないかと御意見をいただきました。

鎮目構成員から、有効性については継続的に検証していく必要性についての御意見、長瀬構成員から、ブロッキングについて、カジュアルユーザ、若年層対策という観点で有効性を考えるべきとの御意見をいただきました。

田中構成員から、海外のエビデンスを重視する必要があるとの御意見、また、橋爪座長代理から、現在の利用環境を踏まえれば、カジュアルユーザに対して有効な方策となり得ることについて否定は難しいとの御意見でした。

長田構成員から、万が一ブロッキングを実施する場合には、改めて国民的な議論が必要であるとの御意見、森構成員から、容易な回避策があり、利用者保護のサービスが出ていることから、ブロッキングが難しくなっているのではないかと御指摘がありました。

参考人から主な御意見を様々いただいております。こちらについては、先ほど申し上げましたパブリックDNSの利用状況等について、NTTドコモビジネス様から御意見をいただきました。これに先立ちまして、中間論点整理前には、JAIPA様からも御意見をいただいたところでございます。

こういった様々な御意見、御指摘を踏まえまして、15ページの2.2.4 検討でございます。

1段落目、仮にブロッキングを実施したとしても、その対策には一定の限界があり、ヘビーユーザに対しては効果を期待することができないとの指摘がある。

2段落目、様々な専門家の意見を踏まえ、ブロッキングの有効性については、若年層やカジュアルユーザを保護する観点から、検討すべきである。

3段落目、児童ポルノブロッキングは、現在、安定的に運用されており、その実績を踏まえ、通信事業者からも、ブロッキングが引き続き有効な手法であるとの見解が示されている。他方で、今後の技術動向やインターネット利用環境の変化に留意すべきである。

4段落目、諸外国の状況を今後の検討に当たって参照することも考えられる。

6段落目、「以上によれば、ブロッキングについては、技術的な回避策が指摘されており、その対策に一定の限界があるものの、現在のインターネット利用環境等に照らせば、違法オンラインカジノから若年層やカジュアルユーザを保護する観点から、対策としての有効性は否定できない。なお、技術的動向は変化し得ることから、上記検証を行う上でも、当該時点におけるインターネット利用環境等に十分に留意すべきである」とさせていただいております。

続きまして、許容性に関してでございます。こちら、中間論点整理を再掲しておりますけれども、刑法上の賭博罪の保護法益のみでは、通信の秘密の侵害を正当化することが困難であるが、極めて深刻な弊害があるということ踏まえた法益のバランスについて検討が必要であるとされたものでございます。

構成員の主な御意見でございますけれども、山口構成員から、ギャンブル等依存症の拡大を防いでいくものが守るべき法益であるとの御意見、田中構成員から、公営競技と大きく違う点として、オンラインカジノは24時間365日できる、運営事業者と対話することができない、誘導するために何でもしてくることが挙げられるとの御指摘がありました。

また、法益の捉え方につきまして、その次でございますけれども、森構成員のほうから、財産的権利と精神的自由権のような形で、抽象的に行われるべきものであるとの御意見がありました。

同種の御意見、19ページにもいただいております。19ページの最後のところに森先生の御意見を挙げておりますけれども、一方で、橋爪座長代理からそれに対する御意見をいただいております。少なくとも刑法の解釈としては、抽象的な法益の価値だけで比較衡量を行うことは不十分であり、具体的な被害の大小を検討することは当然であると。比較衡量の方法についても明記すべきではないとの御指摘をいただいたところでございます。

16ページに戻っていただきまして、曾我部座長から、いわゆる法解釈における法益権衡なのか、立法の合憲性に関する法益権衡なのかということの区別が必要ではないかとの御意見、オンラインカジノについては、人間の認知の構造を逆手にとって巧妙に操作しているということから、個人の自律との関係で考えるべき問題であるとの御意見がありました。

森構成員から、認知の問題については、若年層のSNS依存の問題など、様々な場面で議論されており、ほかと整合性の取れた議論をすべきではないかとの御意見がありました。

曾我部座長から、主たる目的については、勤労の美風は抽象的であると。国富の流出は独立の目的とすることは難しいということで、依存症の問題を柱に掲げることにならないを得ないのではないかという御意見がございました。同趣旨で、長瀬構成員からもいただいております。

以下、曾我部座長の御意見の次に、依存症の深刻さですとか、その深刻な弊害について、田中構成員から様々な御意見をいただいております。御家族の問題ですとか、借金の問題、犯罪の問題、様々な御指摘がありまして、非常に重大な問題と認識していると。他方で、ブロッキングによって全てが解決できるとは言えないというような御意見が、こちら、長田構成員のほうからありました。通信の秘密を守るためにどうするかという議論と併せて行うべきであるとの御意見でした。

黒坂構成員から、若年層が脳機能の発達の観点から依存症に陥るリスクが高いという仮説は一定の蓋然性があるとも考えられる。しかし、実態調査が現時点ではいまだ不十分であり、科学的根拠に基づき、迅速かつ体系的な調査研究が必要ではないかとの御意見がございました。同様の御意見を13回会合でも、いただいております。

鎮目構成員から、ギャンブル依存症の害悪については改めて確認する必要がある。

橋爪座長代理から、違法オンラインカジノについては、これまでのギャンブルと質的に異なる深刻な側面があるという点を経験則として、議論の前提とすることができるとの御意見がございました。

18ページの最後、鎮目構成員から、ブロッキングを根拠として重要なのは、依存症の防止であることを強調する必要があるとの御意見でございます。

田中構成員から、違法オンラインカジノの運営者は、あらゆるデータを抜き取り、プロファイリングをし、営業活動を続けていると。アルゴリズムの奴隷となっており、若者がそういう状況にあり、ギャンブルにはまっていく状況にあることを考慮すべきである。

また、違法オンラインカジノは、公営競技とは異なる特殊な性質を有することは強調す

べきであるとの前村構成員の御意見もございます。

他方で、森構成員のほうから、ギャンブル等依存症については、他の合法ギャンブルでも普通に生じているのではないかとの御意見がございました。

その次、山口構成員のほうから、違法オンラインカジノの特殊性については、人間の認知を巧妙に扱っていることが強調されるべきであると。この点については、極めて多くの御意見、様々な御意見をいただいているところでございます。

また、19ページから20ページにかけまして、参考人の御意見、特に認知過程の干渉ですとか、心身への様々な弊害について、専門家の方から様々な御意見をいただいておりますので、こちらで改めて御紹介をさせていただいているところでございます。

21ページ、3.4 検討でございます。1段落目、ブロッキングにより失われる利益として、全てのインターネット利用者の通信の秘密のほか、知る自由・表現の自由は極めて重要であるということで、児童ポルノと海賊版の取組を紹介してございます。

2段落目、ブロッキングにより得られる利益としては、ギャンブル等依存症やこれを生み出す違法オンラインカジノの蔓延やその情報の流通の防止が挙げられる。単なる財産上の利益の喪失にとどまるものではなく、個人の人格的利益に関わる問題と言える。こうした問題を生じさせ得る賭博犯を含む犯罪行為に係る違法オンラインカジノ特有の問題を検討する必要がある。

ギャンブル等依存症は、違法オンラインカジノに限るものではなく、違法オンラインカジノ固有の侵害性の内実を突き詰め、実態等を踏まえ、ブロッキングにより失われる利益と均衡するかどうかを検討することが不可欠である。

その次の段落、4段落目でございます。関係者ヒアリングにおいて、違法オンラインカジノについては、公営競技のインターネット投票と異なり、様々な特徴があるということで、個人の内心の意思決定の過程に影響を及ぼし得ることなどが指摘されている。若年層については、脳内報酬系をつかさどる機能が発達途上にあることなどが指摘されている。これらの指摘を踏まえ、今後実態を把握した上で、ギャンブル等依存症に陥るリスクを適切に評価する必要がある。

5段落目、加えて、違法オンラインカジノ対策を求める議論の過程では、国富の流出防止、スポーツ健全性の確保なども挙げられ、課題の深刻さ、問題の大きさを表しているとした上で、最後の段落でございます。効果検証の結果を踏まえてブロッキングを実施する場合、その目的については、主として違法オンラインカジノに係るギャンブル等依存症の

予防やこれを生み出す違法オンラインカジノの流通・蔓延防止とするのが適当であり、加えて、違法な行為による国富の流出防止・スポーツ健全性の確保の観点も踏まえる必要があるとしております。許容性を具体的に検討するに当たっては、依存症の危険性や違法オンラインカジノの実態を踏まえる必要があるとしております。

最後の検証項目でございますが、実施根拠・妥当性のうち、実施根拠については、こちらは立法措置を講ずることが必要であるとしております。

4.2 妥当性でございます。仮に制度的措置を講じる場合どのような枠組みが適当かということでございますけれども、ほかの項目に比べますと、いただいた御意見は数としては少なかったですが、構成員の主な意見といたしまして、山口構成員から、違法オンラインカジノ対策に特化したものにすべきである。また、手続の透明性を確保すべきである。黒坂構成員から、関係省庁における各専門領域の知見を生かしながら、連携スキームを実現させ、執行力を高めていくことが考えられるとの御意見をいただいております。

これを踏まえた検討、24ページ、今後、ブロッキングを実施すべき状況にあると言える場合は、実効性を確保するとともに、通信の秘密や知る自由等への制約を必要最小限にする観点から、具体的に検討をしていくべきであるとしております。特に遮断の義務づけを実効的に確保する観点から、公的機関の関与を適切に確保する必要があると考えられることを見据え、関係省庁において具体的な制度設計を検討していくことが考えられるとしております。

続きまして、25ページ諸外国の状況ということで、4か国について紹介しておりますけれども、こちらについては割愛をさせていただきまして、最後、28ページにお進みいただければと思います。今後の方向性ということでございます。

1段落目、違法オンラインカジノは、我が国の社会経済活動の深刻な弊害をもたらす犯罪行為であり、喫緊の対策が求められている。今後、政府全体で実効的な対策を検討していくとともに、アクセス抑止策を含め、引き続き包括的な対策を講じていくべきであるとしております。

以下の段落は、必要性、有効性、先ほど御説明いたしました各論点で検討という形で書かせていただいたものを再掲させていただいておりますので、基本的に骨子案に沿った内容です。最後の段落を御覧いただければと思いますけれども、「なお、本報告書は、違法オンラインカジノ対策の一つとして、ブロッキングを含むアクセス抑止の在り方を検討したものであり、通信の秘密や知る自由の保護の重要性を踏まえ、他の違法有害情報に係るア

クセス抑止の在り方を規定するものではない。また、インターネット利用環境は絶えず変化していることから、アクセス抑止策の有効性を含め、継続的な検証が求められる」とさせていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。御議論、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。

大変詳細に御紹介いただきましたけれども、そこからもお分かりのとおり、本報告書(案)は、これまでの構成員の御意見を網羅的に記載していただいていると思っております。

本日は、今後の取りまとめの方向性を中心に、構成員の皆様から御意見をいただきたいと考えております。かなり詳細にこれまでの御発言、盛り込んでいただいておりますけれども、なおこの点を盛り込んでほしいなど、御意見ありましたら、いただければと思います。

今回も前回同様に、順番に指名をさせていただきます。まずは橋爪座長代理をお願いをし、その後はお名前、五十音順で御発言をいただきたいと思っております。

**【橋爪座長代理】** 私の意見につきましては、十分に報告書の中に反映いただいておりますので、基本的にはこの内容に異存ございません。

前回議論がございました、利益衡量において、抽象的に比較するか、具体的に比較するかという問題でございますが、私が誤解しているのかもしれませんが、オンラインカジノの弊害が、財産的な被害だけではなくて、人格権であるとか、さらには生命に関わっているということを強調しますと、抽象性を高めれば高めるだけ、生命・身体や人格的な利益が、通信の秘密よりも価値が高いという評価になりますので、オンラインカジノについては、常に利益の優越が肯定されるという結論になるようにも思われます。かりに抽象的な比較衡量をするという前提に立つ場合には、どのような利益が反対利益になるかがきわめて重要な問題になる点について、この機会に改めて付言しておきたいと存じます。

私からは以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では、続きまして、黒坂構成員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【黒坂構成員】** まず、全体につきまして、これまでの議論を網羅的にまとめていただいているかと思っておりますので、この内容について私から大きな異存はございません。

私がこれまで述べてきていることの繰り返しは、割愛させていただきますが、重要なことは、ブロッキングは一つの可能性のある手段ではあるものの、それだけではない。つまり、

それで十分、それが唯一の方法ではないということ、及び、これを実現するにも、総務省だけ、通信業界だけで検討するのではなく、関連する省庁や業界団体が連携して取組をする。かなりこれは強力な連携が必要になるので、そのための座組を明確にする。ないしは、必要があれば、立法であるとか、こういったこともしっかり考えるということが重要だろうと思いますので、引き続きこういう観点を意識して検討を深掘りしていただくということが重要ではないかと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。

続きまして、鎮目構成員、お願いいたします。

【鎮目構成員】 事務局におかれましては、短期間で骨子案を丁寧に文章化していただいたと思っております。私が申し上げた意見もしっかり盛り込んでいただきましたので、報告書全体については、基本的に異論はございません。

ただし、一言だけ申し上げたい点がございます。16ページから22ページの3 許容性、得られる利益と失われる利益の均衡の点ですが、本報告書は、次の4 実施根拠・妥当性のところで明記されておりますように、中間論点整理以降、仮にブロッキングを実施する場合には、刑法の緊急避難によるのではなくて、立法措置が必要だという前提に立脚していると理解しております。

したがって、3の得られる利益と失われる利益の均衡につきましても、これが刑法の違法阻却事由の原理を踏まえていることは明らかだと思いますけれど、そこでの法益権衡、保全利益と侵害利益の比較衡量の方法は、緊急避難のそれとは若干異なるものになる可能性もございます。

しかし、前回の検討会でも御指摘がありましたように、本検討会では、新たな法制度としてブロッキングを仮に導入する場合の比較衡量の在り方について、十分な議論が行われたわけではございません。そうすると、比較衡量の具体的な在り方については、ブロッキングの必要性が大きいと判断されて具体的な制度設計を行うことになった段階で検討すべき事柄でありまして、この報告書（案）では、あり得る方向性を示しつつも、一定の立場を強く押し出すべきではないように思われます。

そういう観点から若干気になりましたのが、これは前回も申し上げた点で、少々しつこいようですが、22ページの記述でございます。そこでは、ブロッキングによる保全利益が、「主としてギャンブル等依存症の予防やこれを生み出す違法オンラインカジノの流通・蔓

延防止である」としつつ、「加えて、違法な行為による国富の流出防止・スポーツ健全性の確保の観点も踏まえる必要がある」とされているのですが、この書きぶりですと、保全利益として、国富の保全やスポーツ健全性の確保を加算すべきという趣旨に読めなくもないような気がいたします。

しかし、国富の保全はともかく、スポーツ健全性の確保ということになりますと、これに対する差し迫った危難と言えるものが存在するののかという点にも疑問があります。また、そもそも保全利益として、新たな立法を行う場合に、こうした様々な利益を考慮して、足し算することで保全利益を考えるということが妥当なのかという点自体、若干議論が必要な点ではないかなと思われまます。

したがって、国富の流出防止、それから、スポーツ健全性の確保の観点も踏まえる必要があるという記述が、そのような観点も保全利益に乗ってくる可能性があるという御指摘であれば全く異論はないのですが、「必要がある」という書きぶりは、保全利益として当然に加算すべきだという趣旨に読めなくもないところが少々気になりました。この記述が、もしもそのような趣旨であるならば、やや踏み込み過ぎているように思います。「踏まえる余地がある」ぐらいの表現のほうがより妥当であるようにも、個人的には感じております。

「いや、そういう趣旨ではなくて、これはそういった観点も乗ってくる可能性があるのだ。」という趣旨の御指摘であれば、この報告書（案）自体には異論がなく、本日の発言を議事録に残していただければ十分というところでございます。

私からは以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。今回また重ねて、今の利益衡量のやり方、あるいは、どういった利益を考慮に乗せていくのかということについて御指摘があったところですが、例えば注でそうした意見がありましたということに記載するとか、そういうこともあろうかなと思うのですが、如何でしょうか。

**【鎮目構成員】** その辺りは座長に一任させていただきます。

**【曾我部座長】** それも含めて、あるいは議事録に残すということもおっしゃっていたので、そういった選択肢も含めて、私と事務局のほうで相談させていただいて、何らかの対応を検討したいと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、田中構成員、お願いいたします。

**【田中構成員】** 本当に総務省の皆様、取りまとめ、ありがとうございました。

私としても内容に異論はございませんが、本当に最近になって、またオンラインカジノ

のアフィリエイターたちの広告宣伝がどんどん増えてきておりまして、「オンラインカジノは違法です」という記事と、「お薦めオンラインカジノ」とか、「安全に遊べるオンラインカジノ」みたいなアフィリエイトがまたどんどん出てきているというような状況で、ブロッキングが、それをやれば完璧に対策になるというわけではないということも重々分かっておりますが、このような本当にあくどい組織に対してできることは何でもやっていただきたいと思いますと思っておりまして、ブロッキングはぜひ実現してほしいと思っております。

さらに最近では、本当にオンラインカジノに登録すると、すぐに営業電話がかかってくるんですね。それもしつこく営業電話をかけてきて、今ならボーナスをプレゼントしますみたいなことが行われていて、こっちからかけるとかからないんですけれども、国際電話を経由してかけているみたいなんですが、そういうようなことも行われています。ですので、若者たちは本当に簡単に餌食にされてしまうので、オンラインカジノのブロッキングを実現してほしいと現場からは切に願っております。

さらに、オンラインカジノのブロッキングということになって、それを立法化していくというふうになった場合には、やはり総務省さんにイニシアチブを取っていただき、内閣官房が取りまとめるかちょっと分かりませんが、内閣官房、総務省さん、どちらもぜひこの立法化に向けてまた御尽力いただけたらなと思っております。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では、続きまして、長瀬構成員、お願いいたします。

**【長瀬構成員】** 今回の取りまとめ案でございますけれども、総務省の皆様、事務局の皆様、これだけ軸足の違う方々がしっかりまとめていただいて、私の意見も反映していただいて、本当にありがとうございます。

内容といたしまして、大きな方向性、私としましても全く異存のないところでございます。政府の包括的な対応の一つとして、やはり必要性に応じてブロッキングというところを考えていくというような形で、オンラインカジノ対策をしていく必要性はあるのかなと感じた次第でございます。

今、田中構成員のほうからもお話がありましたけれども、そういったことを含めまして、やっぱり第一は、私も周知啓発というところが大事なんだろうなと。警察庁さんとか、そういったところになってくるかなと思いますけれども、周知啓発をしっかりしつつ、ブロッキングも必要に応じてというような形で対応していくということが重要なかなと感じてい

るところでございます。

あと、加えまして、仮にブロッキングをするということになりましたら、取りまとめ案の最後のほうにございましたけれども、しっかり実体的要件、手続的要件等、ほかの人権侵害にはねないように、ほかの事例にはねないようにというようなところで、しっかり対応していく必要があるかなと改めて感じたところでございます。

あと、鎮目先生御指摘のところも含めまして、文言の修文ですとか、修正に関しましては、座長一任という形にさせていただければと思っております。

以上でございます。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では、続きまして、長田構成員、お願いいたします。

**【長田構成員】** 頑張ってまとめてくださったということはよく分かっているのですが、全体を通して拝読いたしますと、やっぱり通信の秘密はなぜ守らなければいけないのかというところが、もうそれは皆さんお分かりですよというお考えの中で書いていらっしゃると思うのですが、やっぱり伝わってこないということが1つと、それから、先ほど鎮目先生の御指摘のところ、確かにそうだなと思うんですけども、仕方ないよねという感じに書いて、全体の印象がそういうふうに読めてしまっていて、そこはとても残念だなと正直思っています。

文章のちょっとした表現とかという影響もあるかと思えますけれども、決してそういうつもりではないと総務省の皆さんもおっしゃるとは思いますが、それでもやっぱり何となくブロッキングもというか、アクセス抑止というのが、有効なところもあるからそこを否定しているわけではないということをおっしゃりたいんだと思えますけれども、やはりちょっとそこは丁寧に一つ一つの表現をもう一度吟味していただきたいなと思いましたので、先ほどの鎮目先生の御指摘のところはぜひきちんと変更、議事録に残すとかそういう形ではなく、もう一度きちんと表現の変更について検討していただくべきではないかなと思いました。

いずれにしろ、通信の秘密をなぜ守ってきたのか、そして、これからもずっと守らなければいけないのかということについては、丁寧に理解できるような表現というか説明をきちんと入れていただいた上で、それで、今後もしブロッキングということになった場合には、改めてもう一度初めからきちんと検討し直すということがよく理解できるように、これから進めていっていただければいいかなと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

例えばここはこのように直したほうがいいのかといった、具体的な御提案などがもしあれば、いただいたりできますか。

【長田構成員】 すみません。私も専門家ではないので、自分の漠とした印象をどう言葉を直していけばいいのかというのは、ほかの御専門の先生たちにお任せしたいと思っていますけれども、何となく全体として、もうこれはブロッキングに行くんだよねというふうに何となく印象が読めてしまうというのがすごく残念だなというところがありますので、ちょっとそこはこの後の先生方の御発言も承った上で、もう一度お願いします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。ご指摘はよく分かりましたので、それが多少でも払拭できるような書きぶりがあれば良いのですが。

【長田構成員】 ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、次に、前村構成員をお願いしたいと思います。

【前村構成員】 よろしくお願いいいたします。前村でございます。まずは事務局の皆さんに、とても丹念に取りまとめていただいたとっております。ありがとうございます。

それで、5ページ6ページぐらいなんですけれども、私の発言を取り上げていただいております。CDNに関して、有効な策になり得るから対応していくべきだと申し上げたんですけれども、5ページの下と6ページの中頃で、12回と13回で私発言しているんですけれども、2度、CDNの対応を進めるべきだと言っているのがちょっとくどいなと思ひまして、ついては、6ページのほうに関しては、5ページの発言と重複していますので、「海外サイトの捜査に限界があるものの、諦めるのではなく、尽くすことが重要である」でとどめていただくというのが、お願いしたいことです。

それと、全体の考えとして言いたいこととしては、黒坂さんがとてもきちんと言っているだけなんですけれども、こういうふうなオンラインの不正、不法行為に対する対策というのは、とりもなおさず、いろいろな方々が、全ての関係者が一丸となってやるべきことであって、例えば、通信行政だけが頑張ればいいのか、事業者だけが頑張ればいいのかというものでは決してありませんので、これからもいろいろな方々の協力の下でこの対策が考えられていくべきであると思います。

それで、もし万一、ブロッキングを法制化していくべきだということなのであれば、こ

れも非常に様々な観点からの検討が必要だと思うんですね。それに当たって、実は私、長田さんと全く同じように思いまして、ブロッキング、効果があるからしようがないよねって読めるんですよね。それで、13回会合ぐらいだったと思いますけれども、効果があるというのは、NTTドコモビジネスの吉田さんがおっしゃったように、効果があると言わざるを得ないとおっしゃっているのは、これ、厳然だと思うんです。

その上で、検討するとしたら徹底的に法理を、法益の衡量を意識して徹底的に整理するという、非常に念入りな重厚なプロセスが必要だと思います。その時間を費やす間、無策であっていいわけがないので、ほかの方策もきちんと進めながらやっていくべきだろうと。その部分を私、13回のあたりで強調して発言したつもりなものがちょっと抜け落ちていくような感じがしております、それに関して具体的な修正案はどうなんですかと言われると、ちょっと私も今、策がないというのか、ぱっと言えないところもあるんですけれども、長田さんと同じような印象を持っておりまして、その辺が是正されると、より検討会の議論を忠実に反映したものに近づくんじゃないのかなと思うところです。

私からは以上です。ありがとうございました。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございます。

まず、5ページ6ページのCDNに関する御発言について修正の御提案があった点については、簡略化をしたいという御提案でしたので、具体的な書きぶりなど御提案があれば、後ほど事務局までお知らせ下さい。

**【前村構成員】** 承知しました。

**【曾我部座長】** それから、後段について、今回いろいろなところで御発言を丁寧に拾っておりますので、御発言があったことを入れることが可能か、後ほど検討をさせていただきたいと思っております。

**【前村構成員】** ぜひともよろしく申し上げます。

**【曾我部座長】** 次に、森構成員申し上げます。

**【森構成員】** 御説明ありがとうございました。私は、自分の発言をちょっと直していただきたいというところがメインですので、それはまた改めてお送りしたいと思いますが、それを通じてちょっと意見を申し上げたいと思いますけど、まず、6ページの必要性のところなんですけど、検索のことを前回言いまして、書いていただきまして、ありがとうございました。今、ページで示していただいている下のところなんですけど、これ、「必要性に関する論点として検討すべきである」ということだけになっていますけど、私の多分言い方

がその程度だったと思うんですが、もちろん趣旨としては、これは必要性の問題の中にあることなので、実施条件の①の他の権利制限的でない手段が十分に尽くされていることが満たされていないということを言いたかったということでございます。

これについては、特に海賊版サイトに関しては、検索でヒットしないようにということがきちんとできていますので、そこの際立った違いが出ているということも追加をさせていただきたいと思います。

それから、もう一つ、これはちょこちょこ申し上げてきたことで、あんまりまとまっていなかったから採用していただいていないんだと思っています。それは私の言い方が悪かったんだと思いますけど、一つ意見として取り上げていただきたいのは、2つあるんですけど、1つは、捜査リソースのことなんですけれども、海外で合法にやっているから困難だということに対応してですが、CDNサーバーが国内にあることと、カジノサイト運営における日本人の参加、協力が明白であるということから、国内における捜査努力がさらに必要なのではないかということを追加させていただきたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、広告です。広告は、むしろ田中構成員から再々お話があったかと思いますが、私はあまり申し上げていなかったかと思いますが、執拗なターゲティング広告が出てくるというのは、全く御指摘のとおりだと思っていますので、広告対策ということがここに載ってくる。これは必要であって、かつ、非常に重要性の高いもの、優先順位の高いものではないかと思っていますので、これを追加させていただきたいと思います。

以上が必要性のところでございます、次は有効性、13ページですかね。2.2.2のところですけれども、「APNICの資料によれば」ということで拾っていただいていますけれども、これ、何を言っているか分からない感じですけど、多分、私がそういう、何を言っているか分からない感じだったと思うんですけれども、すごく簡単に言ってしまうと、申し訳ないんですけど、本件とは関係のない数字ではないかということです。

それはどうしてかといいますと、有効性の話なので、ブロッキングの回避の議論をしているわけですから、通常のインターネットアクセスでISPのDNS利用率が低いから、ブロッキングに意味がないというような主張をしているわけではないんですね。ISPがブロッキングしたって、みんなISPのDNS使っていないんだから意味ないよということを言っているわけではない。そうではなくて、ブロッキングしたら回避されますよということを言っているわけです。ですので、ISPのDNSを使っている割合が仮に100%であったとしても、100%

でも私、別に驚きませんけれども、そんなわざわざ外のDNSを使っている人っているんだという感じなんです、ブロッキングをすると回避されるということだと思います。

ですので、ブロッキングを前提としない状態だと意味がなくて、ブロッキングの有効性を判断するのであれば、そのブロッキングが行われている、例えば児童ポルノサイトへのアクセスに関わるパブリックDNSの利用率を見るべきというようなことが申し上げたかったということです。そのようにちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

以上が有効性でして、それから、許容性なんですけれども、これが一番重要なのではないかと思うのですが、「ギャンブル等依存症については、他の合法ギャンブルでも普通に生じているが、放置されている」ということで、これはこのとおりに言っていたかと思うんですけれども、世間がというよりは、現在の日本の法制度がそういうものになっていないという趣旨でしたので、ちょっとそこだけ軽く訂正させていただきたいと思います。

それから、もう一つ非常に重要なこととして、非常に重要なこととして2つあるんですけれども、先ほど橋爪先生からも御指摘がありました、私が申し上げました個別具体的な危険性に踏み込むべきではないという話なんです、これをちょっと訂正させていただきたいと思います。あの後よく考えてみて、ちょっと私が間違っていた。橋爪先生のおっしゃるとおりだった部分があるかなと思ってしまして、具体的な話というのはやはり必要だなと思いました。

先ほど橋爪先生から、依存症ということになると、人格権だから、その部分は通信の秘密も人格権だと思いますので、直ちに通信の秘密が劣後することにはならないと思いますけれども、ただただ抽象的に考えるべきであると前回も申し上げましたが、そんなことはやはりないかと改めて思いましたので、訂正させていただきます。例えば、同じ共通の指標があるような場合、影響を受ける人の数とか、そういうことはやはり考慮されるべきだと思うのです。

私がどうして「抽象的な」みたいな話をしたかと言いますと、言いたかったことは1つでして、比較をすべきであるということです。比較をすべきなんですけれども、比較になっていないということを申し上げたいと思います。依存症の困難性、重篤性というか、そういうこととか、オンラインカジノの特殊性みたいなものが非常に強調されるわけなんですけれども、比較になっていないということを申し上げたかったのです。比較するためには、全然違うものを比較するわけですから、比較するための工夫というものがやはり必要になってきまして、共通の指標があれば、それはもちろん比較の一つのきっかけになるわ

けですけれども、それが無いと、やはりある程度抽象的な議論をせざるを得ない。権利の性質が何なのかとか、どのように例えば民主主義に貢献するのかですとか、憲法の人権リストに入っているのかとか、そういう抽象的なところまで遡らざるを得ない面もあるということでございます。ですので、ちょっとそこは訂正をさせていただきたいと思います。

それから、ここに1つ付け加えていただきたいと思いますけれども、許容性のところで、法益権衡のところで、先ほど鎮目先生から御指摘があったことは全くごもっともだと思っておりまして、この報告書ですと、違法な行為による国富の流出、それから、スポーツ健全性の確保の観点で踏まえる必要があるとされていますけれども、これらもやはりこれらがどのような法的利益なのか、権利と言えるのかというようなことの検討がないままにここに追加するのはよくないと思います。これをどのような権利とか法的利益であるかということを検証せずに追加すると、先ほど申し上げましたような、現在生じている問題性、被害の強調だけをして、それで何となく比較衡量が済んだ、そのような話になってしまう。

そのようなことが、この報告書の、ある意味、言い方は悪いんですけど、全体的なトーンになっていて、そのトーンが先ほど長田さんの御指摘、前村さんの御指摘にあったような、もう仕方ないんだねと。もうブロックするんだねという印象を、読んだ人に抱かせるという原因になっているのではないかと思います。

それを避ける方法というのは、いろいろあるかと思うんです。先ほどの長田さんの御意見なんかもありましたので、ちょっとアイデアを出させていただくとすれば、例えば、この後、実施根拠・妥当性のところがあります。23ページ、「仮にブロックを行う場合には」とちゃんと書いていただいているんですけども、例えば4.1.2の冒頭のところを見ると、実施根拠については立法措置を講じる必要があることに特段異論がなかったみたいな感じで、割としゃらしゃらと言ってしまっていて、なるほど、もうやるんだねと。実施根拠は法律であって、法律はこのようにすべきであると書いていることが、これまたもうブロックやるんだねという印象を強めているわけでございます。

ですので、この冒頭に、中間論点整理（概要）のところ、4.1.1のところ、「仮にブロックを行う場合には」で始まっているんですけども、中間論点整理で重要なのはそこではなくて、3ページを御覧いただきますと、一番下の段落のところですが、「それでも被害が減らず、上記のとおり、①他の権利制限的ではない手段が十分に尽くされていること、及び対策として有効性があること、②ブロックにより得られる利益と失われる利益が

均衡していることが認められる場合、ブロッキングの実施が可能となる」とありますので、これをそっくりそのまま、例えば先ほどの4の冒頭に書いていただきますと、かなり皆様御懸念の、もうやるんだね感は薄れるのではないかと。まだその検討が進んでいなくて、それが済んでから法制度の話ですよというこちらの趣旨が明確に伝わるのではないかと思います。

長々とお話しして、申し訳ありません。最後ですけれども、もう一つ、トーンを形づくっているものとして、オブザーバーから様々な意見が出たわけです。オブザーバーは、結局のところ、ブロッキングを実施する主体になるわけですから、オブザーバーの意見というのは重要だったと思いますし、特にJAIPAから非常に詳細な御意見があったと思いますけれども、それが採用されていないということはちょっと問題じゃないかと思っていますので、私がJAIPAに内諾を取らずに言うのもあれですけれども、JAIPAの意見をぜひ報告書に反映していただきたいかなと思います。

以上です。ありがとうございました。

**【曾我部座長】** まず、森先生御自身の御発言に関する修正については、事務局にご連絡をお願いします。

**【森構成員】** 送らせていただこうと思います。

**【曾我部座長】** 後半の、実施根拠の冒頭に中間論点整理に係る記述を移すということについて、こちらも検討をさせていただきたいと思います。

最後、オブザーバーの御発言について、どれぐらい書くのがいいのかということがありますので、入れる方向で検討というところまで発言できないかなと思いますが、ほかの点と併せて検討をさせていただきたいと思います。

**【森構成員】** ありがとうございます。

すみません、一言だけ。オブザーバーのことなんですけど、ごもつともだと思いますが、テックの意見が参考人意見だけになっていて、そちらの意見とオブザーバーの意見とでかなりトーンに隔たりがあったように思いますので、そこもちょっと御勘案いただいて、採否の検討をいただければと思います。よろしくをお願いします。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

では、最後、山口構成員、お願いいたします。

**【山口構成員】** 山口です。お示しいただいた報告書（案）に関しては、異存はございません。アクセス抑止をめぐる議論のプロセスは丁寧に記載していただいておりますので、

今後の検討に向けて意義のある報告書になったのではないかと考えております。

それで、1点付言しますと、許容性に関連して、参考人の意見として、19ページから21ページにかけて、認知科学、それから精神医学の立場から御指摘をいただいたところに非常に意義があったと思っております。例えば、認知過程の自由が侵害されている可能性があるとか、それから、前頭葉の発達が不十分な若年層はギャンブル依存症が重症化しやすい考え方があるとか、それから、30歳未満の若年は若ければ若いほど依存症に陥る危険性が高くなるといった指摘は、今後、許容性に関して検討を深めていく上で重要な指摘ではなかったかと考えております。

私からは以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。確かに今回、認知科学の観点からいろいろ御指摘をいただいたところですので、新たな知見を提供できたと思っております。ありがとうございます。

こちらで構成員の皆様方から一巡して、一通り御意見をいただいたところでありますが、追加で御発言いただけることがありましたら、チャット欄にてお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。

オブザーバー、JAIPA野口様、御発言いただければと。立石さんも順次御発言いただければと思いますが、簡潔にお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

**【日本インターネットプロバイダー協会】** ありがとうございます。報告書をまとめていただいたこと、大変ありがとうございます。短時間で読んでコメントしているので、重複とかがあれば申し訳ありません。

これまでの議論を通して、ブロッキングの実施というものが、ほかの対策が全て取られたかとか、不可能だったということが前提になるということ、皆さん一致していると思うんですけども、では、それをいつ誰が検証するのかといったことについて、残念ながらちょっと報告書のほうではまだよく見えてきていないので、ブロッキングに批判的な立場に立つのであれば、全体の文脈もあって、このままブロッキングに行ってしまう心配がすごくありますし、逆に肯定的な立場に立ったとしても、では、前提を満たして前に進めるのはどんなときなのかということも、これまたあまり見えてこないように、ちょっと思っています。

この検討会が検証まで受け持ていただくのではないとしても、その後の検討の主体としてふさわしいのがどのような組織かといったことぐらいは言えると思うので、そういっ

たこともきちんと検討しておいていただきたいなと思います。

議論全体の趣旨とか報告書から浮かび上がってきたのは、やはり依存症の対策というのはまだ道半ばで、既にほかの方策が十分取られたという事実がないということ。それで、ISPの事業者の側から、実施の主体になる可能性がある側として考えると、今の時点、この報告書だけでブロッキングの実施に応じられるような状況に達しているとは到底言えないということでした。それは、どうしてもブロッキングが必要であれば、この先の検討や検証がまだまだ必要であるということです。

このことはやはりどうしても心苦しいながらお伝えしておかなければいけません、この報告書だけで済まないということは、きちんと報告書の上でもはっきりと示しておいたほうがいいのかと思っております。

併せて、ブロッキングというのが、悪い人に対する対策ではなくて、悪い人がいるために、善人に向けた対策をしなきゃいけないものなんだと。この点については、もう重々御理解いただいていると思いますが、重ねて御留意をいただきたいと思います。

CDNに関して、ちょっと技術的な話なのかもしれませんが、CDNが契約解除をしても、オリジンサーバに残り続けるということ自体は事実ではありますけれども、普通はCDNというものは、オリジンサーバが応答し切れないだけのトラヒックがあつたりとか、または、よくも悪くも、オリジンサーバの所在を隠したいときに使われるものなので、大規模な賭博サイトがCDNなしで運営できるとはちょっと考えにくくて、CDNへの対策というのは非常に重要ですし、それもブロッキングの前にしていただくことなのかなと思います。

ブロッキングの有効性については、児童ポルノのときは、ウェブブラウザでアドレスバーに書いてあるサイトを見に行くというような構造をみんな想定していたと思いますが、ネイティブアプリだったり、今はブラウザを使っている、ブラウザは、裏でアドレスバーに書いていないところと頻繁に通信を仕掛けて、賭博に関する情報というのも実際にはそこに載っている可能性が高かったりしますし、動画とかも別のサイトから送られてきたりするんですね。これは、例えば、飛行機の予約とかでも何でも使われている方法でありまして、賭博でも多分使われちゃっているんだと思います。

その中で、DNSのブロッキングに必要なホスト名というのを、賭博を止めるために必要な最小限度で抽出、検証することが可能なのかとか、仮にそれを考えずにブロッキングを許容したとしても、実効性がないという以前の問題で、そもそもリストに載ってこないんじゃないかという問題が起こったり、こういったテックの検証というのもきちんとまだこれ

からなんじゃないかなと思います。

最後になりますけれども、仮にブロッキングを行うとすれば、森構成員からいろいろ御指摘といいますか、御指名いただいたところではあります、ISPがその実施の主体として期待されていると思います。その想定する実施主体がどう考えるのか。発表の機会はいただいたんですけれども、報告書にそれを反映されていないということは、本当に森構成員、ありがとうございます。私も気になる点ではあります。

私はISPの団体という立場ではあるんですけれども、ISPにやりなさいとかやめなさいとか指図をする立場にはなくて、基本的には、各社の理解とか協力というものを得るプロセスというものを立法とか行政において十分配慮していただかないといけないと思います。

法的な義務でやらせればよいという考えも出てくる可能性はあると思いますが、数百とか1,000という桁でISPの事業者が存在しておりまして、自由競争を繰り広げている日本においては、実効性とか迅速性とかというのは法律で全く実現できないので、各社の協力がどれだけ得られるかにかかってくると思います。仮に仮に仮に申し訳ないんですけど、仮にブロッキングの話を進めるのであれば、この点に十分な配慮をしていただきたいと思っています。

本当に最後に、この問題の一丁目1番1号は、やっぱり誰もが安易にオンカジに近寄らないための普及啓発でありまして、若年層が問題になっているのであれば、若年層は学校教育に近い立場にいるわけですから、そこにも期待できる分、上の世代や私たちとか私たちよりさらに上の世代を啓発するよりも、はるかに普及啓発というのは効いてくるんじゃないかと思います。我々もそういった、ブロッキングについてはいろいろまだ慎重に考えなければいけませんけれども、そのほかの対策については、今からでもできることということは誠実にきちんと取り組んでまいりますので、引き続き丁寧な検証、検討をお願いできればと思います。

長くなりまして恐縮ですが、私からは以上です。ありがとうございます。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。では、立石様、お願いいたします。

**【インターネットコンテンツセーフティ協会】** ありがとうございます。立石です。よろしく申し上げます。

長田構成員、森構成員、その他の方々、それから、今、野口さんの話とほぼ同じ内容なんです、幾つか。すみません、私は、ICSAという、日本で唯一、児童ポルノのブロッキングをやっている団体の代表として出ております。

やはり印象として、通信の秘密の侵害の深刻さが伝わってこないのかなと思います。今、IHCがやっているログの管理等々、通信の秘密を守る、それから、やはり社会問題ではありませんけれども、いろいろなところから通信の秘密に関わるようなことの間合せがあっても、一定の判断でもって、右から左に出すようなことは一切やっていないということが、オンラインカジノの問題だけで破ってよくなるというのは、先ほどの野口さんの発言じゃないですけれども、我々としてもちょっと考えるところはあるかなと思います。

その上で、幾つか論点が出てきている、例えば国富の流出であるとか、アルゴリズムの奴隷というお話があるんですけども、もしこれが立法する場合の根拠になるのであれば、SNSだとか動画サイトは、下手すると何兆円という国富の流出はしておりますし、SNSサイトを中心に、プライバシーは筒抜け状態なわけですね。それも下手すると、若い子のほとんどが使っている状況になっていますので、それをどうするかという問題、それから、もしオンラインカジノでやるのであれば、そっちもバーンするのかなという問題が出てくるかなと思います。かつ、実際のブロッキングの実効性があるというようなこともするのであれば、効率的なものほど通信の秘密の侵害具合はどんどん深刻になっていきますので、その回避手段と、それから、これからの技術の問題をどうするかということはあるかと思えます。

その上で、やはり出てきている検索エンジンがちゃんと排除できているのか。その次に、オンライン広告の問題。これは誹謗中傷とか、その他の問題もオンライン広告はずっと、海賊版サイトもそうでしたけれども、付きまわってきていますので、これもやっぱりちゃんとやって効果検証するべきではないかと。

それから、今も出ていましたCDNの問題ですね。さっき野口さんが言及したように、CDNというのは隠すためのものですので、そこは非常に大きな問題になります。

それから4番目として、フィルタリングもあまり効果がないんじゃないかという話なんですけれども、これはドメインホッピングにちゃんと対応していないからそういうことが起きるので、フィルタリングもドメインホッピングにもっとちゃんと対応するような仕組みが考えられるんじゃないかと思えます。

さらに、もし万が一ブロッキングするということになった場合も、通信を侵害しない技術というのが、今の開発者が考えれば、それよりもいい技術が少しずつ出てきています。トラステッドネットワークとかいう、いろいろな形で、変なものはいれない、あるいはすぐに消しちゃうと。これだと、通信の秘密、DNS系にはなるんですけど、通信の秘密を侵害

しないということになりますので、今出てきている新しい技術も含めて検討した上で、最後の最後の手段としてやって、かつ、それがどれぐらいなのかも含めて、今、検索エンジン、オンライン広告等々の検証、それから、その効果測定をやった上での最後の手段として考えるべきではないかと思えます。

以上です。ありがとうございました。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。オブザーバーのお二方から御発言いただきました。

ということで、そのほか御発言がございましたら、チャットのほうでお知らせいただければと思いますが、よろしいですか。

では、最後に私から一言申し上げたいと思います。まずは、まだ修正の余地はありますが、このような形で取りまとめができそうであるということに感謝申し上げたいと思います。構成員の皆様方、オブザーバー、参考人の方々、それから、事務局の皆様は厚く御礼を申し上げたいと思います。

今日もですけれども、途中、様々な意見が出まして、そういう場面もありましたけれども、このような形で取りまとめができそうであるということ、大変ありがたく思っております。

これは既に御発言があったところですが、今回の報告書は、ブロッキングを実施するようになった場合の論点整理を行ったものということでありまして、必ずしも今回の報告書は、単純にブロッキングにゴーサインを出したというふうな受け止められることがあってはならないのだらうと思えます。今回提示しました判断枠組みに沿って、今後、別な場で議論が丁寧に行われるということを期待したいと思っております。

それから、これも既に御指摘ありますけれども、CDNの問題、それから検索サイトの問題、それから広告の問題など、これは海賊版サイトのブロッキング論議の際では、こういったテーマについても精力的な対応がなされてきているということを想起する必要があると思えますので、ブロッキングを実施するにせよしないにせよ、あるいは、するという判断の前に、オンラインカジノについても同様の努力がなされることが不可欠であらうと思えます。

例えばですけど、ここ最近も、自分で検索してみたところ、検索結果にはオンラインカジノのサイト本体、それから、アフィリエイトのページがたくさん出てくるという現状にあるわけですので、ブロッキング以外にもやれること、やる余地がまだまだ残っている

のではないかと考えております。繰り返しですけれども、今回の報告書は単純にゴーサインを出したということではなくて、引き続き丁寧に議論をされるということを期待したいと考えております。

というのが私の最後のコメントということになります。この後の今回の報告書案の取扱いなのですが、本日も構成員の皆様から様々な御意見をいただきまして、具体的な修正についての御意見もお出しいただきましたので、それらの修正につきましては私に御一任をいただけましたら大変ありがたいと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。御賛同いただけますでしょうかね。

【日本インターネットプロバイダー協会】 曾我部座長がおっしゃってくれたこととか、あと、ほかの構成員の皆さん、結構、議論全体でもって見て、本当にいろいろな意見が出て、ちゃんと中立的なところもあって、先ほどこれをもってブロックするわけではないという、本当にいいことをおっしゃってくださったと思うんですね。この後の検討がやっぱり必要だということ、それをきちんと報告書に、先生がおっしゃってくださっていることなんかはすごく妥当なというか、いいことをおっしゃってくださっていると思うんですけど、でも、やっぱり報告書がどうしてもブロックに行っちゃいかねない懸念があるようなトーンがやっぱり私も感じられるので、そこは本当にさっきおっしゃっていたことをきちんと報告書に書いてほしいなど。私の意見は本当にそこです。よろしくお願いします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。私も曾我部座長にぜひお任せしたいところですが、私の発言はお書きいただいていいということと、あと、先ほどの実施方法のところの冒頭に、念のため条件が2つあるよというのを書いていただくということのことは、一応条件とさせていただきたいと思いますが、それ込みで一任させていただきたいと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。承りました。

そのほかよろしいでしょうか。では、御異論なく、御一任いただいたので、まずは私と事務局のほうで相談をし、修文をさせていただき、その後、意見募集にかけて広く御意見を伺うことにしたいと思います。事務局におきましては、引き続き対応いただければと思います。

連絡事項を事務局のほうからお願いいたします。

【北島利用環境課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。

本日取りまとめをいただいた報告書(案)については、本日の議論を踏まえた修正後に、意見募集の受付に入ります。次回会合の日程は、追って調整させていただきます。よろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

以上をもちまして、オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会第14回会合を終了とさせていただきます。本日は皆様、ありがとうございました。